

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月23日

長野県知事様

提出者

住所 長野県千曲市大字寂蒔880番地

氏名 丸善食品工業株式会社
代表取締役社長 春日 靖史

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 026-272-0536

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	丸善食品工業株式会社 本社工場
事業場の所在地	長野県千曲市大字寂蒔880番地
計画期間	令和5年4月1日から翌年3月31日までの1年間

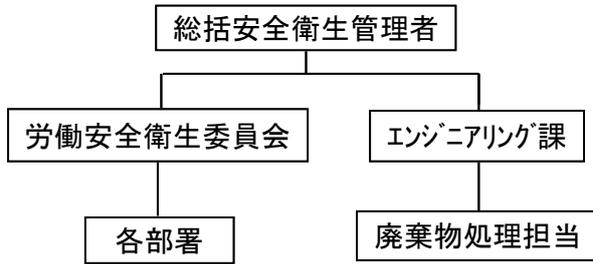
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	清涼飲料製造業(1011)、酒類製造業(102)
②事業の規模	売上金額 61.15億円
③従業員数	215人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙図1から3のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



組織としては特に設置していないが、工場の労働安全衛生委員会にて代行し、月2回工場内外の巡回を実施し、廃棄物の管理状況についても点検をしている。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙1のとおり」	
	産業廃棄物の種類	—
	排出量	— t
	(これまでに実施した取組)	
・生産性を上げ、製品の不良率を下げる。 ・廃棄物の分別を行い有価物の比率を上げる。 ・原料、包装資材由来の廃棄物が多く、排出量は生産数量、生産品目により大きく変動し、排出量の抑制はなかなか困難である。		
②計画	【目標】 「別紙1のとおり」	
	産業廃棄物の種類	—
	排出量	— t
	(今後実施する予定の取組)	
・汚泥乾燥機の稼働を上げ、乾燥菌体肥料の増産を図り、汚泥の処理委託量を抑制する。 ・排水処理の汚泥減容剤の再選定を行い汚泥発生量を抑制し、脱水汚泥の排出抑制を行う。 ・廃棄物の排出量は生産数量、生産品目により大きく変動するが、生産性の効率化を図り、廃棄物の排出抑制を行う。 ・発生抑制の情報収集		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・陶器くず、特管廃酸など、種類ごとに分別し委託処分を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工場から出る廃棄物を細分別し、廃棄物の再資源化を更に推進していく。 ・分別に関する指導・教育を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		「別紙1のとおり」	
	産業廃棄物の種類	—	—	—
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t	—	t
(これまでに実施した取組) ・排水処理汚泥の乾燥機設備を導入し、乾燥菌体肥料の製造販売を行っている。				
②計画	【目標】 「別紙1のとおり」			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・新たな計画は無いので、汚泥乾燥機の稼働を上げ、乾燥菌体肥料の増産を図り汚泥の処理委託量を抑制する。			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		「別紙1のとおり」	
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t	t
(これまでに実施した取組) ・汚泥脱水機、茶粕脱水機の脱水効率を上る運転管理をおこなった。 ・圧縮梱包機を設置し、軟質プラ（PEストレッチフィルム等）を圧縮結束し減容して売却。				
②計画	【目標】 「別紙1のとおり」			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・茶粕脱水機、汚泥脱水機、汚泥乾燥機の効率が下がらないよう運転管理をする。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙1のとおり」	
	産業廃棄物の種類	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	t	t
(これまでに実施した取組)		
・特に実施していない。		
②計画	【目標】 「別紙1のとおり」	
	産業廃棄物の種類	—
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	t	t
(今後実施する予定の取組)		
・実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 「別紙1のとおり」	
	産業廃棄物の種類	—
全処理委託量	—	—
	t	t
優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	t	t
再生利用業者への処理委託量	—	—
	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	—	—
	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—
	t	t
(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を分別し、再生利用のできる業者を中心に処理を委託してきた。 ・委託基準に従って処理内容を確認し、書面による処理委託契約を締結。 ・マニフェストによる最終処分の確認を徹底している。 		

(第5面)

②計画	【目標】 「別紙1のとおり」

②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生利用の可能な業者を中心に委託し、優良認定処理業者への委託も行っていきたい。 ・委託処理業者の見地確認を実施する。 			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和5年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

実績:前年度産業廃棄物排出量
計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	自ら行う中間処理										処理の委託									
	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら熟回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熟回収業者への処理委託量		認定熟回収業者以外の熟回収を行う業者への処理委託量	
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さの量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熟回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）		認定熟回収施設設置者以外の熟回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
	①		②+⑧		⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		実績 計画		
1 燃え殻																				
2 汚泥	11,604.49	9,301.00	73.26	74.00			10,413.79	8,333.00			1,117.44	894.00	72.89	72.00	1,117.44	894.00				
3 廃油	1.88	1.88									1.88	1.88	1.88	1.88	1.88	1.88				
4 廃酸																				
5 廃アルカリ																				
6 廃プラスチック類	124.34	124.00	66.64	67.00							57.70	57.00	39.27	39.00	2.93	3.00				
7 紙くず																				
8 木くず	0.00	0.20									0.00	0.20								
9 繊維くず																				
10 動植物性残さ	2,753.80	2,760.00	58.60	59.00			380.25	382.00			2,314.95	2,319.00			2,314.95	2,319.00				
11 ゴムくず																				
12 金属くず																				
13 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	6.09	6.00									6.09	6.00	6.09	6.00	4.35	4.50				
14 鋸ざい																				
15 がれき類	0.12	0.12									0.12	0.12	0.12	0.12						
16 家畜ふん尿																				
17 家畜の死体																				
18 動物系固形不要物																				
19 ばいじん																				
20 処分するために処理したもの																				
合計	14,490.72	12,193.20	198.50	200.00	0.00	0.00	10,794.04	8,715.00	0.00	0.00	3,498.18	3,278.20	120.25	119.00	3,441.55	3,222.38	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。

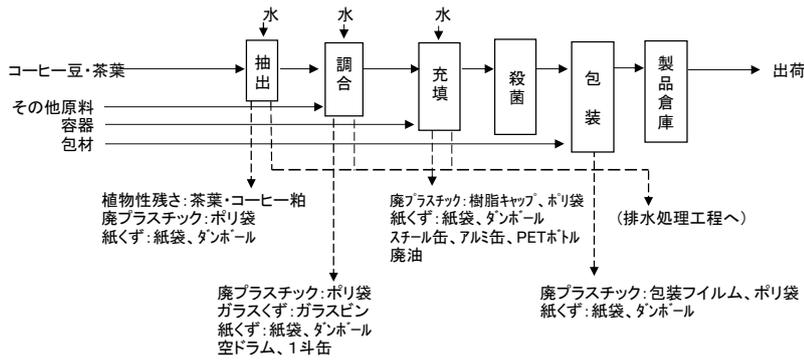


図1 清涼飲料・酒類製造フローシート

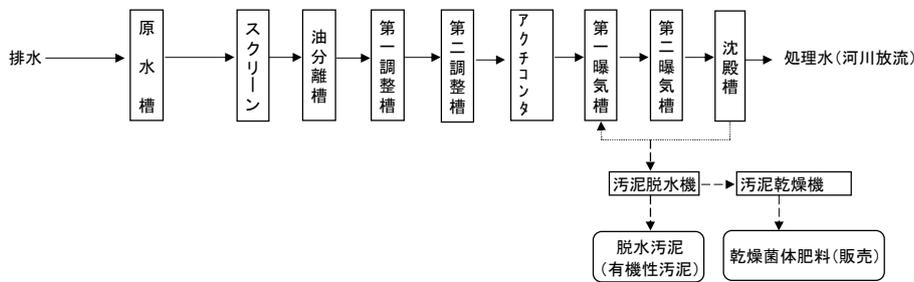


図2 排水処理フローシート

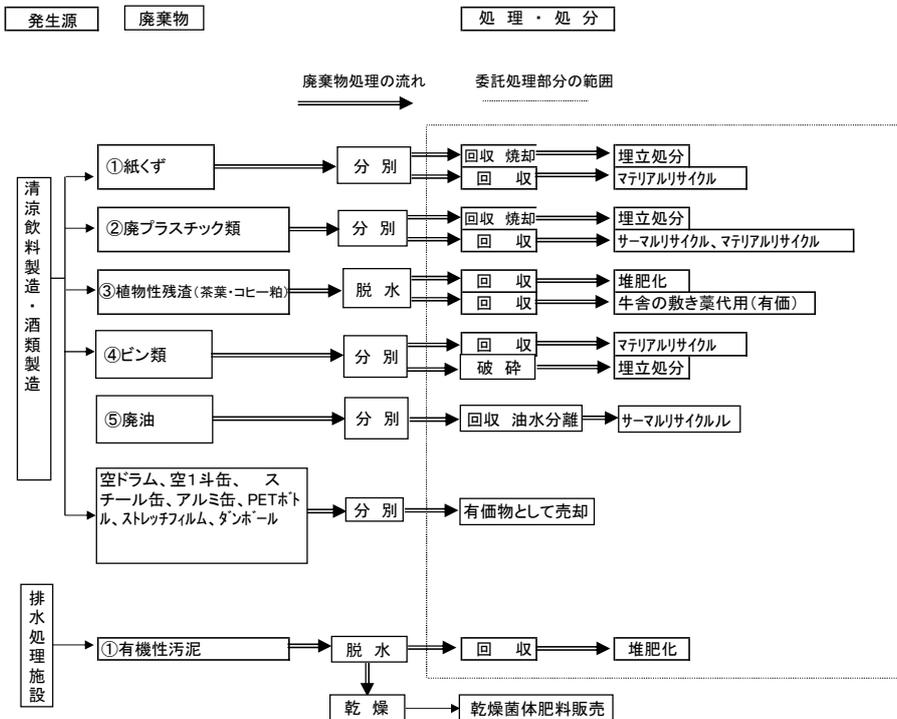


図3 廃棄物処理フロー図